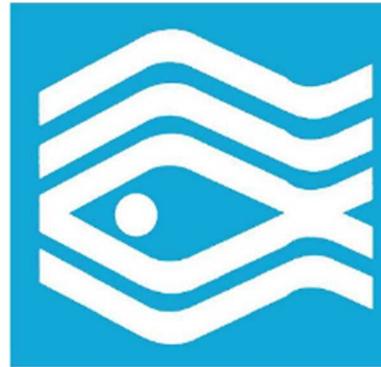


第 43 回全国豊かな海づくり大会
大分県実行委員会
《設立総会》

— 資 料 —



大会公式シンボルマーク
(豊かな海づくり大会推進委員会)

令和 4 年 10 月 3 日 (月)
レンブラントホテル大分 2 階「二豊の間」

大会公式シンボルマーク
(豊かな海づくり大会推進委員会)



第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会

【設立総会】

資料 1

(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大会の開催趣旨

魚食国である日本の食卓に、安全で美味しい水産食料を届けるため、水産資源の保護・管理と海や湖沼・河川の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、明日のわが国漁業の振興と発展を図ることを目的とする。

昭和56年に第1回大会が大分県で開催されて以来、都道府県ごとに毎年各地で開催されている。

(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大会の概要

(1)主 催：豊かな海づくり大会推進委員会と都道府県実行委員会の共催

(2)後 援：農林水産省、環境省

(3)会 長：衆議院議長

(4)開催時期：秋季のいずれかの土曜日、日曜日（2日間）

(5)開催状況：現在まで39道府県が開催 ※R4兵庫、R5北海道、R6大分、R7三重までの開催が決定している

(6)行事例：主要行事

①作品コンクール優秀作品御覧・歓迎レセプション

②式典行事（天皇陛下のお言葉、功績団体等表彰、稚魚等のお手渡し、作文最優秀作品発表、漁業者からのメッセージ、大会決議、大会旗引継 など）

③海上歓迎・放流行事

（式典映像放映、海上歓迎(漁船紹介・漁船の海上パレード)、稚魚の御放流 など）

関連行事

④大会当日の県民参加型イベント（豊かな海づくりフェスタ など）

⑤大会当日までの機運醸成イベント（1年前プレイベント など）

(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大会の様子

※写真は秋田県提供

1. 主要行事

(1) 作品コンクール優秀作品御覧・歓迎レセプション（1日目 土曜日午後）

○作品コンクール優秀作品御覧

開催年度に児童生徒を対象に実施する絵画・作文・書写の作品コンクールの優秀作品を御覧いただくもの。



○歓迎レセプション

県内外の大会関係者を招待し、県産品を豊富に使った料理・地酒などでおもてなしを行うもの。あわせて、漁業関係者等と御歓談いただく。



(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大会の様子

※写真は秋田県提供

1. 主要行事

(2) 式典行事（2日目 日曜日午前） 参加規模：約1,000名

開幕を彩るプロローグ（動画やパフォーマンス）



大会旗入場・受取



おことば



稚魚等のお手渡し



功績団体等の表彰



漁業者等からの
海づくりメッセージ



大会決議
次期開催県へ大会旗引継



(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大会の様子

※写真は高知県、秋田県提供

1. 主要行事

(3) 海上歓迎・放流行事 (2日目 日曜日午後) 参加規模：約500名

式典行事映像放映



御放流台の様子



御放流台



招待者による稚魚の放流



海上歓迎行事 (漁法紹介・海上パレード)



※過去に開催された佐賀県大会や熊本県大会では、会場を複数設け、リモートで会場同士を繋いで放流やパレードを行った事例もあります。

(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大会の様子

※写真は秋田県提供

2. 関連行事（大会当日の県民参加型イベント）

(1) 豊かな海づくりフェスタ等（1日目 土曜・2日目 日曜） 参加規模：数万人

さかなクンによるステージイベントを始め、グルメ・物販、ふれあい体験及び企画展示エリア等、県民が自由に参加できる大規模なイベントを開催。

※実行委員会が主催する「豊かな海づくりフェスタ」、市町村が主催するイベント（既存や新規）を県下2～3地域で同時開催。

※会場には大型スクリーンを設置し、主要行事会場の様子を放映するなど、一体感を持てるよう工夫がされている。



(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大会の様子

※写真は秋田県、兵庫県提供

2. 関連行事（大会当日までの機運醸成イベント等）

(2) 1年前プレイベント

大会の機運を高める様々なイベントを実施



(3) 大会記念リレー放流

大会本番の放流行事に向けて、聖火リレーのように各地で児童生徒と稚魚放流を実施することで大会の周知と機運醸成を図る



(4) その他

上記に加え、海や魚に関連したイベントや集客力の高いイベントと連携を図り、機運醸成を図ることを目的とした「大会キャラバン」、海ゴミ等の環境問題に関する「シンポジウム・全国一斉海浜清掃旗揚げ式」や「協賛行事」、さらには「魚食普及キャンペーン」や「県民参加型アート」、「フォトコンテスト」など、開催県独自の様々なPR活動が実施されています。

(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

先催県における大会当日の皇室の動き

※写真は秋田県提供

第1日（土曜日）

<午前>

空港

【ご到着】



御昼食

【県政概要御聴取】



<午後>

ご視察



お泊所

【絵画・習字優秀作品御覧】
【歓迎レセプションご臨席】



第2日（日曜日）

<午前>

お泊所



式典行事

【ご臨席】



御昼食



<午後>

海上歓迎・放流行事

【ご臨席及びご放流】



ご視察



空港

【お見送り】



(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

大分県における開催状況

大分県では、昭和56年（第1回大会）に佐伯市鶴見（松浦漁港）で開催

【第1回大分県大会の様子（大会記念誌より）】



〔式典〕



〔お召船“津久見丸”へ御乗船〕
〔お召船を先頭に海上パレードする漁船〕



〔お召船から稚魚の御放流〕

(1) 報告事項

全国豊かな海づくり大会の概要及びこれまでの経過等について

第43回大分大会のこれまでの経過

【令和3年度】

令和3年7月7日	本県開催の要望書を提出	県漁協→県
令和3年9月7日	大会招致を表明	県
令和3年9月13日	令和6年度の第43回大会の本県開催を申請	県→豊かな海づくり大会推進委員会
令和3年11月2日	令和6年度の本県開催が決定	豊かな海づくり大会推進委員会→県
令和4年2月9日	大会準備委員会の設置、第1回準備委員会開催	県、市町村、関係機関

【令和4年度】

令和4年4月1日	漁業管理課内に準備班を新設	県
令和4年7月4日	第2回準備委員会開催	県、市町村、関係機関
令和4年8月24日	第3回準備委員会開催	県、市町村、関係機関
令和4年10月3日	大会実行委員会設立（案） 設立総会承認後、第1回総会を開催	県、市町村、関係機関

(2) 議 事

第1号議案：第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会の設立について

実行委員会の設立趣旨

「全国豊かな海づくり大会」は、「水産資源の保護・管理と海や河川・湖沼の環境保全の大切さを広く国民に訴えるとともに、つくり育てる漁業の推進を通じて、わが国漁業の振興と発展を図ること」を目的に、大分県佐伯市鶴見で昭和56年に第1回大会を開催して以来、毎年各地で開催されている国民的行事です。

令和6年に本県において、大会を再び開催することは、本県の漁業関係者のこれまでの努力とこれからの挑戦を県内外に広くアピールし、水産業についての理解と関心をさらに深めてもらうとともに、つくり育てる漁業を一層推進できる絶好の機会となります。

さらには、本県の豊かな海や川を次代に引き継いでいくため、環境保全の重要性を広く訴えかけることができる貴重な機会となります。

また、本県の豊かな自然環境で育まれた多様な水産物の味力や、「宇宙港」、「ホーバークラフト」などの地域活性化に向けた取組を次々と展開している「おんせん県おおいた」の新たな魅力を全国に広く発信し、水産物の消費拡大と地域の活性化につなげていきます。

昭和56年の第1回大会以来となる本県開催の成功に向けて、その準備に万全を期すとともに、円滑な大会運営を行うため、県内の幅広い関係機関、関係団体の参画を得て、ここに「第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会」を設立します。

(2) 議 事

第1号議案：第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会の設立について

実行委員会会則（案）抜粋

※全文は資料2

【第2章 組織】

（構成）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 会長は、大分県知事を充てる。
- 3 副会長は、大分県漁業協同組合代表理事組合長及び開催地市町村長を充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。
- 5 監事は、大分県会計管理者及び開催地市町村の会計管理者を充てる。
- 6 顧問は、大分県議会議長、大分県議会農林水産委員会委員長及び開催地市町村議会の議長を充てる。
- 7 参与は、別表に掲げる職にある者を充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

（委員等の任期）

第6条 委員等の任期は、実行委員会設立の日から第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(2) 議 事

第1号議案：第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会の設立について

実行委員会会則（案）抜粋

※全文は資料2

【第3章 会議】

（総会）

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は会長が、必要に応じて招集し、その議長となる。

2 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。

3 総会は、委員等の2分の1が出席しなければ開くことができない。

4 委員等は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、書面又は代理人をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席した委員等（代理人及び書面を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- | | |
|-------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 第1章 総則 | 第1条（名称）、第2条（目的）、第3条（事業） |
| <input type="checkbox"/> 第2章 組織 | 第4条（構成）、第5条（委員等の職務）、第6条（委員等の任期）、第7条（委員等の報酬及び旅費） |
| <input type="checkbox"/> 第3章 会議 | 第8条（総会）、第9条（会長の専決処分） |
| <input type="checkbox"/> 第4章 幹事会 | 第10条（幹事会）、第11条（幹事長及び副幹事長の職務）、第12条（専門部会）、第13条（部会長の職務） |
| <input type="checkbox"/> 第5章 事務局 | 第14条（事務局） |
| <input type="checkbox"/> 第6章 経費及び会計 | 第15条（経費）、第16条（事業計画、予算及び決算）、第17条（会計） |
| <input type="checkbox"/> 第7章 解散 | 第18条（解散） |
| <input type="checkbox"/> 第8章 補則 | 第19条（事故の処理）、第20条（委任） |

(2) 議 事

第1号議案：第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会の設立について

大会の推進体制

県組織

大分県実行委員会

- 総会
- 幹事会
- 専門部会（必要に応じ設置可）
 - 総務・広報専門部会
 - 式典・放流行事専門部会
 - 宿泊・輸送・警備専門部会
- 事務局

中央組織

豊かな海づくり大会推進委員会

【体制】

会 長：全漁連会長

委員等：全漁連、大日本水産会、日本放送協会、日本水産資源保護協会、漁業情報サービスセンター、中央漁業操業安全協会、東京水産振興会、リノフォーラム21、全国漁港漁場協会、全国内水面漁協連合会、海と渚環境美化・油濁対策機構、全国豊かな海づくり大会推進協会

【審議事項】

開催県・開催日の決定、行事内容の承認、功績団体表彰、作文コンクールの実施など

共 催

(2) 議 事

第1号議案：第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会の設立について

実行委員会の組織体制

■ 実行委員会（総会） 74名

【体制】 会 長：県知事 副会長：県漁業協同組合代表理事組合長、開催地市町村長 委 員：水産・農林・環境・経済・観光等関係団体長、県関係機関（部長・沿海振興局長）沿海市町村長、県警本部長、海上保安部長 監 事：県会計管理者、開催地市町村会計管理者 顧 問：県議会議長、県議会農林水産委員会委員長、開催地市町村議会議長 参 与：報道機関	【審議事項】 ○会則の制定及び改廃 ○企画及び運営に関する基本的事項 ・基本構想（令和4年度） ・基本計画（令和5年度） ・実施計画（令和5年度） ○事業計画及び事業報告 ○実行委員会の予算及び決算 ○その他大会の開催に重要な事項
--	--

調査・審議付託



総会に付議すべき事項の提出
調査・審議結果報告

■ 幹事会 26名

【体制】 幹事長：県農林水産部長 副幹事長：県漁業協同組合専務理事、開催地市町村農林水産関係長 幹事：水産・経済・観光・輸送等関係団体専務理事、県関係機関、海上保安部関係長、県警察本部関係長など	【審議事項】 ○総会に付議すべき事項 ○その他大会の開催に必要な事項
---	---

■ 専門部会（①総務・広報専門部会 ②式典・放流行事専門部会 ③宿泊・輸送・警備専門部会）※必要に応じ設置可

大会公式シンボルマーク
(豊かな海づくり大会推進委員会)



第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会

【設立総会】

資料2：実行委員会会則（案）全文

第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第43回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- （3）その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事、顧問及び参与（以下「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 会長は、大分県知事を充てる。
- 3 副会長は、大分県漁業協同組合代表理事組合長及び開催地市町村長を充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者を充てる。
- 5 監事は、大分県会計管理者及び開催地市町村の会計管理者を充てる。
- 6 顧問は、大分県議会議長、大分県議会農林水産委員会委員長及び開催地市町村議会の議長を充てる。
- 7 参与は、別表に掲げる職にある者を充てる。

（委員等の職務）

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、大会の運営方針に関し助言する。
- 6 参与は、大会の情報発信等に関し助言する。

（委員等の任期）

第6条 委員等の任期は、実行委員会設立の日から第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別の事由があるときは、委員等を解任することができる。

（委員等の報酬及び旅費）

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書きの規程により報酬及び旅費を支給する場合には、大分県職員の例に準じて支給する。

第3章 会議 (総会)

第8条 実行委員会の会議（以下「総会」という。）は会長が、必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 大会の企画及び運営に関する基本事項に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他大会の開催に関する重要な事項に関すること。
- 3 総会は、委員等の2分の1が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員等は、事故その他のやむを得ない理由により総会に出席できないときは、書面又は代理人をもって議決権を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 5 総会の議事は、出席した委員等（代理人及び書面を含む。）の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 第3項から前項までの規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長は、第2項各号に掲げる事項について書面により委員等の意見を徴することができる。この場合において、全ての委員等の過半数が当該事項に同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
 - (1) 緊急を要する場合であって、総会を招集する時間的余裕がないと認められるとき。
 - (2) 災害の発生、感染症のまん延等により総会を招集することが困難と認められるとき。
- 7 会長は、必要に応じて総会に委員等以外の者の出席を求めることができる。
- 8 前項の規定による委員等以外の者の報酬は、「附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例」（昭和31年10月5日大分県条例第74号）第3条第2項に規定する附属機関の委員の受ける報酬の額と同額を支給することができる。
- 9 第7項の規程による委員等以外の者の旅費は、大分県職員の例に準じて支給することができる。

(会長の専決処分)

第9条 会長は緊急を要するため前条第1項の規程による総会の招集及び前条第6項の規程による意見を徴する時間的余裕がないときは、前条第2項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第4章 幹事会 (幹事会)

第10条 実行委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成する。
- 3 幹事長は、大分県農林水産部長を充てる。
- 4 副幹事長は、大分県漁業協同組合専務理事及び開催地市町村の水産関係部長を充てる。
- 5 幹事は、会長が別に指名する者を充てる。
- 6 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) その他大会の開催に関し、会長が必要と認める事項に関すること。

- 8 第6条及び第7条の規程は幹事等について、第8条第3項から第6項までの規程は幹事会について、それぞれ準用する。この場合において第6条第1項、第7条第1項から第2項及び第8条第3項から第6項までの規程中「委員等」とあるのは「幹事等」と、第8条第3項から第6項までの規程中「総会」とあるのは「幹事会」と読み替えるものとする。
- 9 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第11条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第12条 幹事会には、専門的な観点から審議を行うため、次に掲げる専門部会を置くことができる。

- (1) 総務・広報専門部会
- (2) 式典・放流行事専門部会
- (3) 宿泊・輸送・警備専門部会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、幹事長が必要と認めて設置する専門部会

2 専門部会は、幹事長が指名する部会員（以下「部会員」という。）をもって構成する。

3 専門部会の部会長は、部会員の中から互選によって決定する。

4 専門部会は、部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

5 専門部会の部会長は、専門部会で審議した結果について幹事会に報告する。

6 第6条及び7条の規程は、部会員について準用する。この場合において第6条第1項及び第7条第1項から第2項の規程中「委員等」とあるのは「部会員」と、読み替えるものとする。

7 前各号に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(部会長の職務)

第13条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会員の互選によって部会長代理を決定する。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するために、大分県農林水産部内に事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(会 計)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日（初年度にあつては、実行委員会の設立の日）に始まり、翌年3月31日に終了する。ただし、次条第1項の規程により解散したときは、この限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、大分県の財務に関する諸規定に準ずるものとするほか、会長が別に定める。

第7章 解 散

(解 散)

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成され総会において事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、大分県に帰属するものとする。

第8章 補 則

(事故の処理)

第19条 実行委員会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じた場合は、委員等の協力を得てこれを処理しなければならない。

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年10月 日から施行する。

[別表]

第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会構成員

区 分	組 織 名	職 名	備 考
会長	大分県	知事	
副会長	大分県漁業協同組合	代表理事組合長	
	(開催地市町村)	(市町村長)	
委員 (水産団体)	全国合同漁業共済組合大分県事務所	運営委員長	
	全国漁業信用基金協会大分県支所	所長	
	日本漁船保険組合大分県支所	運営委員長	
	全国共済水産業協同組合連合会大分県事務所	所長	
	公益社団法人大分県漁業公社	理事長	
	一般社団法人大分県漁港漁場協会	会長	
	大分県魚市場連合会	会長	
	大分県水産養殖協議会	会長	
	大分県漁業協同組合青年部	部長	
	大分県漁業協同組合女性部	部長	
	大分県漁業士連絡協議会	会長	
委員 (農林・環境団体)	大分県農業協同組合中央会	代表理事会長	
	大分県森林組合連合会	代表理事会長	
	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会	理事長	
委員 (各種関係団体)	大分県商工会議所連合会	会長	
	大分県商工会連合会	会長	
	大分県中小企業団体中央会	会長	
	大分県経営者協会	会長	
	大分経済同友会	代表幹事	
	公益社団法人ツーリズムおおいた	会長	
	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	
	大分航空ターミナル株式会社	代表取締役社長	
	九州旅客鉄道株式会社大分支社	支社長	
	一般社団法人大分県バス協会	会長	
	一般社団法人大分県タクシー協会	会長	
	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会	会長	
	大分県障害者社会参加推進協議会	会長	
	委員 (県関係機関)	大分県総務部	部長
大分県生活環境部		部長	
大分県商工観光労働部		部長	
大分県農林水産部		部長	
大分県教育委員会		教育長	
大分県東部振興局		局長	
大分県中部振興局		局長	
大分県南部振興局		局長	
大分県北部振興局	局長		

区 分	組 織 名	職 名	備 考
委員 (沿海市町村)	大分市	市長	
	別府市	市長	
	中津市	市長	
	佐伯市	市長	
	臼杵市	市長	
	津久見市	市長	
	豊後高田市	市長	
	杵築市	市長	
	宇佐市	市長	
	国東市	市長	
	姫島村	村長	
	日出町	町長	
	大分県市長会	会長	
	大分県町村会	会長	
委員 (警備関係機関)	大分県警察本部	本部長	
	大分海上保安部	部長	
監事	大分県	会計管理者	
	(開催地市町村)	会計管理者	
顧問	大分県議会	議長	
	大分県議会農林水産委員会	委員長	
	(開催地市町村議会)	議長	
参与	日本放送協会大分放送局	局長	
	株式会社大分放送	代表取締役社長	
	株式会社テレビ大分	代表取締役社長	
	大分朝日放送株式会社	代表取締役社長	
	株式会社エフエム大分	代表取締役社長	
	大分ケーブルテレコム株式会社	代表取締役社長	
	有限会社大分合同新聞社	代表取締役社長	
	株式会社朝日新聞大分総局	総局長	
	株式会社毎日新聞社大分支局	支局長	
	株式会社読売新聞大分支局	支局長	
	株式会社西日本新聞社大分総局	総局長	
	株式会社日本経済新聞社大分支局	支局長	
	株式会社日刊工業新聞社東九州支局	支局長	
	一般社団法人共同通信社大分支局	支局長	
株式会社時事通信社大分支局	支局長		

大会公式シンボルマーク
(豊かな海づくり大会推進委員会)



第43回全国豊かな海づくり大会 大分県実行委員会

【設立総会】

資料3：実行委員会事務局運営規程（案）

第 43 回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局運営規程

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、第 43 回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会則第 14 条第 2 項の規程に基づき、第 43 回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 事務局

(設 置)

第 2 条 事務局は、大分県農林水産部内に置く。

(業 務)

第 3 条 事務局は、第 43 回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に関する事務を処理する。

(組 織)

第 4 条 事務局の組織は、別表第 1 のとおりとする。

(職 員)

第 5 条 事務局には次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

2 前項の職員は、別表第 2 に掲げる大分県職員をもって充てる。

3 事務局長は、第 1 項に定める職員のほか、特に必要があると認めるときは、会計年度任用職員等を置くことができる。

(職 務)

第 6 条 事務局長は、第 43 回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括し、第 5 条第 1 項に掲げる職員（以下「事務局職員」という。）を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局の事務を掌理するとともに、事務局長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 事務局員は、上司の命を受け、担当の事務に従事する。

第 3 章 事務の決裁

(専 決)

第 7 条 事務局長、事務局次長は、別表第 3 に掲げる事項について専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、その内容により専決することが適当であると認められるものについては、前項の規定に準じて専決することができる。

(代 決)

第 8 条 事務局長の専決事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

2 前項の規程にかかわらず、重要又は異例に属すると認められるものについては、代決することができない。ただし、事務局長があらかじめ処理の方針を示したものについては、この限りではない。

- 3 事務局次長は、第1項及び第2項の規程により代決した事項について、事後速やかに事務局長へ報告しなければならない。ただし、定例または軽易なものについては、この限りではない。

第4章 文書 (文書の管理)

第9条 実行委員会の文書の管理については、別に定める。

第5章 公印 (公印)

第10条 事務局で使用する公印の名称、寸法、ひな型及び書体は別表第4のとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管守者は、事務局長とする。
- 3 この章に定めるもののほか、公印の取扱いに関しては、大分県公印規程（昭和52年大分県訓令第6号）を準用する。

第6章 服務及び旅費 (服務)

第11条 事務局職員にかかる服務については、大分県職員服務規程（昭和31年大分県訓令第11号）の例による。

(旅費)

第12条 事務局職員が実行委員会の用務のために行う旅行に関する旅費の額及びその支給方法については、職員等の旅費に関する条例（昭和26年大分県条例第28号）の例による。

- 2 事務局職員以外の者へ、実行委員会業務のために旅行を依頼したときは、費用弁償として、実行委員会から旅費を支給することができる。
- 3 前項の規定による旅費の額は、大分県職員の例による。

第7章 財務及び会計 (財務及び会計)

第14条 実行委員会の財務及び会計については、別に定める。

第8章 補則 (補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この規程は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会設立の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

事務局長 ———— 事務局次長 ———— 事務局員

別表第2（第5条関係）

事務局職名	大分県職員としての職名
事務局長	農林水産部審議監（水産担当）
事務局次長	農林水産部漁業管理課 全国豊かな海づくり大会準備班総括
事務局員	農林水産部漁業管理課 全国豊かな海づくり大会準備班職員

別表第3（第7条関係）

区 分	専決事項
事務局長	1 実行委員会の収入及び支出に関すること 2 予備費の使用に関すること 3 諸規程の制定及び改廃に関すること。 4 入札の執行に関すること 5 文書の管理に関すること 6 物品の管理に関すること 7 金銭の保管に関すること 8 重要な照会、依頼、回答、通知、報告、諮問、進達、副申、申請等に関すること 9 その他重要な事務に関すること
事務局次長	1 事務局長の専決事項のうち、簡易又は定例的な事項に関すること 2 その他重要な事務以外の事務に関すること。

別表第4（第11条関係）

名 称	寸 法	ひ な 型	書 体
第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長印	方 3 0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第43回全国 豊かな海づく り大会大分県 実行委員会 会 長 之 印 </div>	てん書体
第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会事務局長印	方 2 7	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第43回全国 豊かな海づく り大会大分県 実行委員会 事務局長之印 </div>	てん書体